

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の改正について

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）^{（注）}及び（行政機関等・地方公共団体等編）の策定から約3年半が経過した。



立入検査、各種説明会、問合せ等において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」で求められている措置を誤解している団体等が見受けられたことから、記載をより分かりやすくする必要がある。



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）及び（行政機関等・地方公共団体等編）を改正する。

※平成30年9月公表予定。



個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の記載内容を十分に考慮しながら、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の改正を行う。

（注）…「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。

主な改正項目	事業者編	行政機関等・地方公共団体等編
利用目的の特定	○	
委託先に対する必要かつ適切な監督	○	○
管理区域及び取扱区域	○	○
アクセス制御	○	○
取扱規程等に基づく運用		○
取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し		○
事務取扱担当者等の教育		○